

日常生活用具購入費助成事業の対象品目に「エアコン」を追加します

1 日常生活用具購入費助成事業の目的

日常生活用具購入費助成事業は、65歳以上のひとり暮らし等で支援を要する高齢者に対し、日常生活用具の購入費を助成することにより、日常生活の便宜を図るとともに要介護状態の予防や進行を防止することを目的としている。

2 エアコンを追加する目的

近年、多くの高齢者が熱中症により救急搬送されており、高齢者の熱中症予防対策として、エアコンの活用は不可欠である。

そのことから、市では、経済的理由等でエアコンを設置していない高齢者世帯に助成を行うことにより、安全な暮らしを提供したい。

3 対象者

本市に居住している65歳以上のみの高齢者世帯で、エアコンを設置していない要保護世帯及び市民税非課税世帯。

4 補助額

エアコン購入費及び設置費を対象とし、上限を5万円とする。

5 実施時期

令和5年4月1日より

6 現在実施しているその他の日常生活用具購入費助成事業

対象品目	助成上限額	対象者
電磁調理器	10,000円	次のいずれにも該当する世帯（1世帯1台まで） (1) おおむね65歳以上の自宅で生活するひとり暮らし等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮及び支援が必要な方 (2) 市民税非課税世帯の方
火災警報器	7,000円	
自動消火器	12,000円	
老人福祉車 (シルバーカー)	購入費の1/2 (上限7,500円)	自宅で生活する満65歳以上の方で、歩行時につえ等を必要とする方 ※一度交付を受けた方は、3年間、再交付できない。
小型暖房器具	購入費の1/2 (上限7,500円)	自宅で生活する65歳以上の方がいる世帯で、かつ暖房器具が必要な世帯（1世帯1台限り） ※空気を汚さない小型暖房器具が対象。 ※一度交付を受けた世帯は、5年間、再交付できない。

【問合せ】 保健福祉部 高齢介護課
担当: 唐木田・石原 TEL: 0282-21-2242